

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、その翌日)

鳥取県人事委員会規則第四十六号

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則
職務の等級の分類の基準に関する規則(昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一の知事の事務部局の本庁の項の「二等級の欄中「次 長」を「次 長」に改め、同項の「二等級及び三等級の欄中「課 長」を「秘書課長」に改める。

附 則
この規則は、昭和四十三年十二月一日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年十一月三十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第四十七号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の本庁の項中「次 長」を

「次 長」に改める。
「次 長」を「秘書課長」に改める。
「秘書課長(人事委員会が承認したものに限る。)」に改める。

附 則

この規則は、昭和四十三年十二月一日から施行する。

目 次

◇人 委 規 則 職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

◇企業管理規程 鳥取県企業局に勤務する職員の仕事の設置等に関する規程の一部を改正する企業管理規程

◇県議会規則 鳥取県議会議事事務局の設置等に関する規則

人事委員会規則

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年十一月三十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

企業管理規程

鳥取県企業局に勤務する職員の職の設置等に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和四十三年十一月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県企業管理規程第六号

鳥取県企業局に勤務する職員の職の設置等に関する規程の一部を改正する企業管理規程

鳥取県企業局に勤務する職員の職の設置等に関する規程（昭和三十九年三月鳥取県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表第五号中「自動車整備士、運転士、保守員、操作員」を削り、同号を第六号とし、同表中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 技術吏員又は技術員をもつて充てる職

自動車整備士、運転士、保守員、操作員

附則

この企業管理規程は、昭和四十三年十二月一日から施行する。

県議会規則

鳥取県議会議事務局の組織等に関する規則をここに公布する。

昭和四十三年十一月三十日

鳥取県議会議長 上 根 政 幸

鳥取県議会議事務局規則第一号

鳥取県議会議事務局の組織等に関する規則

鳥取県議会議事務局規則（昭和三十八年四月鳥取県議会議事務局規則第三号）の全部を改正する。

（この規則の趣旨）

第一条 鳥取県議会議事務局（以下「事務局」という。）の組織、職員の種類及び職の設置並びに職員の職務に関しては、この規則の定めるところによる。

（組織）

第二条 事務局に、次の課及び室を置く。

総務課

議事課

調査課

図書室

（職員の種類）

第三条 事務局に置く職員の種類は、事務局長、書記、事務員及び技術員とする。

（職員の種類）

第四条 職員の職は、次のとおりとする。

事務局長

課 長

課長補佐

室 長

調査員

主 任

車庫主任

主 事

衛 視

運 士

主事補

2 課長、課長補佐、室長、調査員、主任、車庫主任及び主事は、書記をもつてこれに充てる。

3 衛視は、書記又は事務員をもつてこれに充てる。

4 運転士は、書記又は技術員をもつてこれに充てる。

5 主事補は、事務員をもつてこれに充てる。

(職員の職務)

第五条 事務局長は、議長の命を受け、局務を掌理し、職員を指揮監督する。

2 課長は、上司の命を受け、課務を掌理する。

3 課長補佐は、課長をたすけ、課務に従事し、課長に事故がある場合は、その職務を代行する。

4 室長は、上司の命を受け、室務を処理する。

5 調査員は、上司の命を受け、調査事務に従事する。

6 主任及び車庫主任は、上司の命を受け、事務に従事する。

7 主事は、上司の命を受け、事務に従事する。

8 主事補は、上司の命を受け、事務を補助する。

(雑則)

第六条 この規則に定めるもののほか、事務局の組織等に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和四十三年十二月一日から施行する。